

平成29・30年度 建設工事請負等の入札参加資格審査 に係る申請を受付けます

平成29・30年度の**建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務**の3業種について、入札参加資格審査に係る新規・更新申請を受付けます。

なお、受付は埼玉県電子入札共同システムに参加している県内63自治体（埼玉県を含む）と共同で実施します。

新規申請

対象 現在、埼玉県電子入札共同システムに登録のない事業者
期間 9月9日（金）～10月7日（金）
消印有効
方法 郵送（持参不可）

更新申請

対象 現在、埼玉県電子入札共同システムに登録している事業者（業者ID番号をお持ちの事業者）
期間
建設工事 10月11日（火）～
11月25日（金）
「**設計・調査・測量**」、「**土木施設維持管理**」
10月11日（火）～
11月11日（金）
※建設工事を同時に申請する場合は、この期間となります。
方法 埼玉県電子入札共同システムによる電子申請を行い、関係書類を郵送（消印有効・持参不可）
その他 自治体を追加する場合も更新として申請できます。

参加資格の有効期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日
(2年間)

その他

*申請書類、受付時間等の詳細は、8月上旬に埼玉県HPで公表予定です。

*埼玉県電子入札共同システムに対応していない**建設資材、建築物管理、物品関係・その他**の3業種については、平成29年1月中旬に町で申請を受付ける予定です。詳細は、決定し次第、広報等でお知らせします。

問合せ

- ◆埼玉県入札審査課 ☎048-830-5771
- ◆政策推進課 管財契約担当 ☎(内)222

都市計画の案 縦覧できます

小川都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

都市計画の案の縦覧

内容 「小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「小川都市計画区域区分」の変更案（埼玉県決定）

期間 8月30日（火）～9月13日（火）

午前8時30分～午後5時15分

*土・日・祝日を除く

場所 小川町都市政策課（役場2階）、埼玉県都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所

案に対する意見書の提出

対象 小川町在住の方、利害関係人

提出方法 ご持参、郵送、埼玉県電子申請届出サービスのいずれかによる
県電子申請届出サービスの詳細は、埼玉県都市計画課HPに掲載

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikeikakunosintyoku/index.html>

提出期限 9月13日（火）

午後5時15分まで（必着）

提出先 次のいずれかに提出

小川町都市政策課（〒355-0392 小川町大字大塚55）、埼玉県都市計画課（〒330-9301 所在地記入不要）、埼玉県東松山県土整備事務所（〒355-0024 東松山市六軒町5-1）

問合せ

◆小川町都市政策課
☎72-1221 (内)251

◆埼玉県都市計画課
☎048-830-5341

*案については、埼玉県都市計画課HPでもご覧になれます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikeikakunosintyoku/index.html>

～介護保険～ 居住費・食費の負担軽減の見直し 問合せ パトリアおがわ（長生き支援課） 平成28年8月から ☎74-2323

「介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の居住費・食費は、本人による負担が原則」ですが、世帯全員が非課税の方には、申請により、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

今月からは、自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更にも高めるため、居住費・食費の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになりました。

このことにより、現在、利用者負担段階「第2段階」の方のうち、非課税年金を一定額受給している方は、利用者負担段階が「第3段階」になる場合があります。

利用者負担段階と居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	対象の方	居住費（円）				食費（円）
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
第1段階	生活保護受給者の方等	490 (320)	0	820	490	300
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市区町村民税非課税の方					
第2段階	平成28年8月以降	490 (420)	370	820	490	390
	世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額 の合計が80万円以下の方					
第3段階	世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市区町村民税非課税で、上記第2段階以外の方	1,310 (820)	370	1,310	1,310	650

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

埼玉県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで提供する「発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）」を運営しています。詳細は各センターにお問合せください。

対象 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚がある方で、企業等への一般就労（障害者雇用枠での就労を含む）を希望する方。ただし、就労移行支援事業としての就労訓練を受ける際には、医師の診断と市町村による障害福祉サービス受給決定が必要です。

問合せ

- ***ジョブセンター川口**：川口市本町4-1-8 川口センタービル4階 ☎048-227-3400
- ***ジョブセンター草加**：草加市氷川町2101-1 シーバイオビル3階 ☎048-929-7600
- ***ジョブセンター川越**：川越市脇田本町13-5 川越第一生命ビル5階 ☎049-249-8772
- ***ジョブセンター熊谷**：熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口第二ビル4・5階 ☎048-501-8917